

2026(令和 8)年度 犬山国際交流協会通常総会



2025.6.8 設立 30 周年記念 交流会にて

日時：令和 8 年 6 月 7 日（日）10：30～

場所：犬山市民交流センター「フロイデ」201 会議室

犬 山 国 際 交 流 協 会

INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION

2026（令和8）年度 犬山国際交流協会 通常総会次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 顧問・来賓挨拶
4. 総会成立宣言
5. 議長選出
6. 議事録署名人選出
7. 議事
 - (1) 議案第1号 2025（令和7）年度 事業報告（案）について
 - (2) 議案第2号 2025（令和7）年度 収支決算（案）について
 - (3) 議案第3号 2026（令和8）年度 役員を選任（案）について
 - (4) 議案第4号 2026（令和8）年度 事業計画（案）について
 - (5) 議案第5号 2026（令和8）年度 予算（案）について
8. その他
9. 閉会

2025（令和7）年度 犬山国際交流協会 事業報告（案）

（1）会議事業

事業名	開催	内 容
通常総会	1回	＊事業報告 収支決算 役員選任 事業計画 予算等の審議 日時：6月8日(日)10：30～11：45 場所：犬山市民交流センター（以下、フロイデ）201 会議室 参加人数：31人 ※総会后 設立30周年記念交流会を開催 参加人数：91人（内、外国籍36人）
理事会	4回	＊協会運営・経営内容 事業内容 実施計画 等の審議 開催日：5月19日(月)、9月18日(木)、1月30日(金)、3月24日(火) 場所：フロイデ会議室
正副会長会	1回	＊協会運営・経営内容 等の審議 開催日：5月19日(月) 場所：犬山国際交流協会事務所

（2）受託事業

＜犬山市受託事業＞

事業名	事業内容 / 実績
日本語教室開催業務	＊外国人市民の日本語能力の向上を図る学習機会を提供することで、外国人市民が日本語を理解し、日本語で自分の意思を話せるようになり、日常生活や地域住民とのコミュニケーションが円滑になることを目的に開催。 日時：毎週日曜日 午前10時～11時45分 開催日数：全63回 参加費：1回100円 場所：フロイデ会議室 ※初回受付：203会議室 教室運営：犬山日本語教室（ボランティアグループ） クラス数：4クラス クラス：つぼみ（文字や言葉、フレーズなどを学ぶ） にじ（初期 リアルな対話によるコミュニケーションを繰り返しながら学ぶ） ほし（日本語能力4級試験対策） つき（日本語能力3級試験対策、漢字対策、それ以上） 参加人数：115人（延べ755人参加） ボランティア数：15人（2025年11月からは14人） 広報：ホームページ、Facebook＊、X＊、チラシ配布（7言語対応） ＊：毎週金曜日に発信（Facebookは週毎に言語を変える） ボランティア全体会議開催（全クラスの運営状況共有）： 5月11日（日）、7月13日（日）、9月28日（日）、 3月15日（日）（計4回開催） にじクラス（初期対話型クラス）ボランティア会議開催：

	<p>11月2日(日)、1月18日(日) (計2回開催)</p> <p>にじクラス(初期対話型クラス)の学習者人数の増加による、クラス運営の課題、初期レベルの対応の難しさがあり、「あいち地域日本語教育コーディネーター派遣事業」制度を利用し、相談。</p> <p>◆専門家を交えての相談会と勉強会を開催</p> <p>9月28日(日) 12:00-13:45 全クラス相談会</p> <p>11月2日(日) 12:30-15:00 にじクラス(初期対話型)フォローアップ・相談会</p> <p>参加者実績:</p> <p>国籍(インドネシア25、ベトナム22、フィリピン17、中国12、ペルー11、ポリビア3、ブラジル3、ミャンマー3、日本2、ネパール2、英国2、ロシア2、米国1、ドイツ1、パキスタン1、インド1、オーストラリア1、アイルランド1、オランダ1、メキシコ1、ラオス1、カンボジア1、ルーマニア/英国1)</p> <p>在留資格(永住者15、定住者13、日本人の配偶者8、日本人2、永住者の配偶者1、技能実習46、技術・人文・国際業務11、特定技能7、特定活動7、家族滞在2、留学1、短期滞在1、技能1)</p> <p>※ : 身分に基づく在留資格(就業活動に制約なし)</p>
<p>多言語情報誌 発送業務</p>	<p>*犬山市多様性社会推進課発行の情報誌を、外国人市民に多言語で直接情報を届けることで、外国人市民を情報弱者にしないことを目指し、多言語情報誌の制作と外国人世帯への発送を実施。また、多面的な情報提供とするため、IIA発行の「いぬやま多言語ニュース」を同封する。</p> <p>事業：市多様性社会推進課が作成多言語情報誌作成サポート・発送業務</p> <p>内容：1. 犬山市多様性社会推進課の多文化共生推進員が作成した多言語情報誌原稿の編集</p> <p>2. 「多言語情報誌」及びIIA発行の「いぬやま多言語ニュース」の印刷業者への発注</p> <p>3. 郵送のための封筒へのラベル貼り、印刷物封入、封筒閉じ</p> <p>4. 犬山市内在住の外国籍市民全戸への発送</p> <p>5. アンケート回答の受付</p> <p>発送件数：</p> <p>【1回目】1,820件(発送日：令和7年9月26日)</p> <p>日本語版627件、ベトナム語版440件、タガログ語版188件、ポルトガル語版184件、中国語版182件、スペイン語版170件、英語版29件</p> <p>作業ボランティア：12人(内、外国籍1人)</p> <p><記事の内容>表紙のメッセージ(観光特集)、多言語窓口通訳マニュアル、犬山市公式ホームページ自動翻訳システム、犬山市の多言語Facebookページ、犬山市無料外国人相談窓口の案内、2025年多文化交流マルシェの案内、犬山市の簡単な情報と歴史について、国宝犬山城、リトルワールド、明治村、モンキーパーク、桃太郎神社・桃太郎公園、木曾川鶴飼、その他の犬山市の観光情報</p> <p>【2回目】1,905件(発送日：令和7年12月18日)</p> <p>日本語版687件、ベトナム語版456件、タガログ語版194件、ポルト</p>

	<p>ガル語版 184 件、中国語版 183 件、スペイン語版 163 件、英語版 38 件 作業ボランティア：15 人（内、外国籍 7 人） <記事の内容>表紙のメッセージ（税金特集）、市役所の時間が変わりました、外国人相談窓口の時間も変更になりました、犬山市公式ホームページの自動翻訳システム、日本の税金制度、市県民税、国民健康保険税、自動車税、固定資産税、年末調整と確定申告について、防災についてしろう、コミュニティバスの利用について、市長と外国人市民の車座トークを開催しました、スポーツ交流イベントの案内</p>
--	--

(3) 自主事業

① 語学講座開催事業

開催言語	英語、韓国語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、フランス語（7 言語）
目的	犬山市及び周辺地域に暮らす住民の国際交流のための語学能力向上
受講者数	前期 220 人、後期 248 人 ※何れも延べ人数
開講期間	前期：5月7日～9月12日 後期：10月1日～2月6日
開講講座 閉講講座 及び 開催数	<p>【前期】開講講座 20 クラス、閉講講座 4 クラス（募集講座 24 クラス） 【後期】開講講座 21 クラス、閉講講座 3 クラス（募集講座 24 クラス）</p> <p>(1) 開講講座【前期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英会話 7 クラス（基礎 A^⑮、中級 A^⑮、中級 B^⑮、基礎 B^⑮、中級 C^⑮、初歩の英会話^⑤、上級^⑮） ・韓国語 5 クラス（基礎^⑮、初級 A^⑮、初級 B^⑮、中級^⑮、会話（中級）^⑮） ・ドイツ語 2 クラス（初級^⑮、中級^⑮） ・スペイン語 2 クラス（はじめてのスペイン語^⑤、文化・トラベル^⑮） ・中国語 1 クラス（中級^⑩） ・ポルトガル語 1 クラス（はじめてのポルトガル語^⑤） ・フランス語 2 クラス（はじめてのフランス語^⑤、初級^⑩） <p>(2) 閉講講座【前期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英会話（初級^⑮） ・韓国語（韓国文化に触れる韓国語^⑤） ・ドイツ語（上級^⑮） ・中国語（初級^⑤） <p>(3) 開講講座【後期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英会話 7 クラス（基礎 A^⑮、中級 A^⑮、中級 B^⑮、基礎 B^⑮、中級 C^⑮、初歩の英会話^⑤、上級^⑮） ・韓国語 5 クラス（基礎^⑮、初級 A^⑮、初級 B^⑮、中級^⑮、会話（中級）^⑮） ・ドイツ語 3 クラス（初級^⑮、中級^⑮、初歩のドイツ語^⑤） ・スペイン語 2 クラス（初歩のスペイン語^⑤、文化・トラベル^⑮） ・中国語 1 クラス（中級^⑩） ・ポルトガル語 1 クラス（初歩のポルトガル語^⑤） ・フランス語 2 クラス（初歩のフランス語^⑤、初級^⑩）

	(4) 閉講講座【後期】 ・英会話（初級⑩） ・韓国語（K-POP に学ぶ韓国語⑤） ・中国語（初級⑩） ※各クラスの⑬、⑩、⑤は、講座の開催回数 ※最少開講人数：⑬、⑩は 6 人、⑤は 5 人、⑤は 3 人
参加費	7,000～10,500 円（会員：4,500～9,000 円） 5～15 回講座
クラス/場所	言語習得レベル・目的に合わせ、クラス別にて募集 / フロイデ会議室

語学講座開催実績（※継続クラスは講座数にはカウントしない。人数は延べ。）

		英語	韓国語	ドイツ語	スペイン語	ポルトガル語	中国語	フランス語	合計
前期	講座数	7	5	2	2*	1*	1	2	20
	人数	68	62	24	25	12	10	19	220
後期	講座数	7*	5	3*	2*	1*	1	2	21
	人数	80	63	25	33	15	11	21	248
計	人数	148	125	49	58	27	21	40	468

② 多言語情報発信

目的・内容	IIA が原稿を作成した暮らしに役立つ情報を、多言語に翻訳した「いぬやま多言語ニュース」を発信及び配布することで、日本語が十分に理解できないため日常的に不便な思いをしている外国籍住民に対し、情報を発信。
実績	<p>言語：7 言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語（翻訳は、いぬやま多言語 News ボランティアグループ）</p> <p>ボランティア数：23 人（英語 5 人、ポルトガル語 5 人、スペイン語 3 人、中国語 5 人、ベトナム語 3 人、タガログ語 2 人）</p> <p>配信：ホームページ、Facebook</p> <p>配布先：フロイデロビー、市立保育園・小中学校に在籍する外国籍園児・児童・生徒、犬山日本語教室、ハローワーク犬山、犬山商工会議所、外国料理レストラン・食材店、犬山市議会事務局、犬山市多様性社会推進課発行の多言語情報誌と一緒に市内在住外国籍世帯</p> <p><第 1 回目></p> <p>○翻訳会議日/ 2025 年 9 月 14 日（日）フロイデにて 参加者 6 人（内、1 名は ZOOM 参加）</p> <p>○配信日/ 10 月 17 日 ○紙媒体での配布部数：846 部</p> <p>OR7 年度第 2 回市多言語情報誌発送時に同封部数：1,905 部</p> <p>○内容/ 1. 取材/遠いところに来て知らない場所で暮らしている。優しい気持ちで。（&ネパールのあいさつ）</p> <p>2. どうして、ゴミを分別するの？</p> <p>3. 犬山日本語教室</p> <p>4. 取材/犬山日本語教室で勉強を頑張っている人を紹介します（ペルー国籍の学習者）（&よく使うスペイン語）</p> <p>5. いざという時に備えましょう ～防災訓練に参加しませんか～</p>

	<p>6. 取材/語学講座講師へのインタビュー（韓国語講師）（&韓国語のあいさつ）</p> <p>7. 日本語で、いろいろな国の人たちと対等に話し合う場があります</p> <p>8. 楽しい日本語オノマトペ！</p> <p>9. クールジャパン<富士山></p> <p><第2回目></p> <p>○翻訳会議日/ 2026年2月1日（日）フロイデにて 参加者 11人（内、2名はZOOM参加）</p> <p>○配信日/ 3月3日 ○紙媒体での配布部数：809部</p> <p>○内容/ 1. 設立30周年記念講演会を開催しました 2. 日本で生活する上で必要な情報～日本の年金制度について～ 3. 犬山日本語教室 4. 取材/犬山日本語教室で勉強を頑張っている人を紹介します（インドネシアー国籍の学習者）（&よく使うインドネシア語） 5. 「つながるひろがる」の紹介 6. 日本語で、いろいろな国の人たちと対等に話し合う場があります 7. 楽しい日本語オノマトペ！ 8. クールジャパン<盆栽></p>
--	---

③ 「石上げ祭」参加

目的・内容	地域に住む異なる文化を持つ人たちが犬山の伝統的なお祭りである「石上げ祭」に参加し、地域の祭りをともに体験。
実績	<p>日時：8月3日（日）8：30～12：30 場所：尾張富士大宮浅間神社</p> <p>参加者：35人（内、外国籍28人） 参加費：600円（会員500円）</p> <p>参加国：8か国（フィリピン、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、カンボジア、中国、オーストラリア、日本）</p> <p>協力ボランティア：14人（石上げ2人、送迎11人、その他運営1人）</p> <p>運営サポーター：3人（内、外国籍2人）</p>

④ 犬山ハイキング

目的・内容	外国人と日本人が一緒に犬山の名所を訪れ、地域の魅力を体験し、相互の交流を深める。
実績	<p>日時：11月30日（日）13：00～16：20</p> <p>コース：フロイデ→林崎公園→寂光院→フロイデ 約7km</p> <p>内容：グループに分かれ自己紹介、ハイキング、枯れ葉・枯れ木アートでの交流、自由時間</p> <p>参加者：25人（内、外国籍13人） 参加費：200円（会員100円）</p> <p>参加国：5か国（インドネシア、カンボジア、中国、ベトナム、日本）</p>

⑤ ホームビジット

目的・内容	在住外国人が日本人家庭を訪問し、日本人の実生活に触れることで日本文化を知る。地域のホストファミリーとのつながりを築く中で、相互の交流を深めた。
-------	---

実績	<p>開催日：7月12日(土)、13日(日)</p> <p>参加人数：8人(フィリピン3人、ベトナム2人、中国1人、ウズベキスタン1人、カンボジア1人) 参加費：500円</p> <p>ホストファミリー：4家族</p> <p>※今回が初めてのホストファミリーには、留意事項等を個別に説明した。</p>
----	--

⑥ 多文化おしゃべりクラブ × 交流カフェ

目的・内容	月に1度、話し合いの場を設け、お互いの文化や習慣を知り合いながら、誰もが住みやすい街について一緒に考えていく。年に1回は、対面の回を設け、気軽に集いお互いをより知り合う機会、また、新しい人たちへの呼びかけの機会とした。
実績	<p>開催日：4月19日(土)、5月28日(水)、6月21日(土)、7月16日(水)、8月9日(土)、9月16日(火)、10月18日(土)、11月19日(水)、12月13日(土)、1月16日(金)、2月8日(日)*、3月11日(水)</p> <p>時間：<オンライン>19:30~20:30(1時間)</p> <p><対面>13:30~16:00 *交流カフェとの同時開催</p> <p>方法：オンライン、対面(2月) オンライン参加費：無料</p> <p>実施体制：運営サポーター(外国人、日本人)とともに、トピック案や運営方法について相談しながら運営</p> <p>参加者：151人(内、外国籍76人)</p> <p>参加国と地域：14の国と地域(フィリピン、インドネシア、カンボジア、ベトナム、中国、ミャンマー、オーストラリア、パキスタン、ロシア、エクアドル、台湾、日本)</p>
対面の回の実施内容	<p>日時：2月8日(日) 14:00~16:30 場所：フロイデ201・202会議室</p> <p>参加人数：34人(内、外国籍14人) 協力ボランティア：3人</p> <p>対面参加費：200円(会員100円)</p> <p>文化発表内容：<インドネシア>歌、<フィリピン>歌、<エクアドル>踊り、<日本>節分の紹介</p> <p>体験内容：ごみ分別ゲーム、茶道、投扇興、スペイン語でのじゃんけん大会</p>

<トピック内容・参加人数内訳>

日にち	トピック	人数	内、外国籍数
4月19日(土)	あなたの国や住んでいる地域のマナー	4	2
5月28日(水)	日本に住んで困ったこと・外国や他の地域に行って困ったこと	12	7
6月21日(土)	自分が体験した異文化体験(成功・失敗・びっくり体験)	13	8
7月16日(水)	母国で体験していた(している)生活の楽しみ方	13	6
8月9日(土)	母国での忘れられない思い出(家族・友達・同僚・地域の人など)との思い出	9	6

9月16日 (火)	トピックいろいろ（趣味・生活）	12	6
10月18日 (土)	言葉が十分に通じない人と友達になりたいときに、大切にすること	10	5
11月19日 (水)	異なる文化の人と一緒に食事をするときに、大切にすること	10	6
12月13日 (土)	文化や言葉が違う人とご近所で住むときに、困ったこと	9	5
1月16日 (金)	災害のとき避難所で異なる文化を持つ人たちが一緒に過ごすときに、どんなことが大切だと思いますか	10	3
2月8日 (日)	文化や言葉が違う人と同じ町で住むとき、どんなことが大切だと思いますか*	35	14
3月11日 (水)	トピックいろいろ（生活/趣味/仕事）	14	8
合計		151	76

⑦ 広報事業

目的・内容	協会の事業内容や活動状況、又必要な情報を広く一般市民に分かりやすく知らせ、理解を求める。
実績	<ul style="list-style-type: none"> IIA（犬山国際交流協会）ニュースの作成・配布 年2回 配布先：889件（ふりがな付き日本語） ホームページ掲載 32件（多言語あり） Facebook 掲載 155件（多言語あり） X 掲載 83件（多言語あり） LINE 掲載 9件（日本語） 「犬山広報」掲載 7件（日本語） <p>語学講座※（前期（4月号）、後期（9月号）、書き損じはがきで国際協力（4月、1月号）、「石上げ祭」に参加しよう（7月号）、設立30周年記念講演会（9月号）、多文化おしゃべりクラブ×交流カフェ（2月号） ※買取紙面</p>

⑧ 書き損じハガキ収集事業

目的・内容	ダルニー奨学金を通じ、貧困で教育を受けられない子どもたちの進学支援。
実績	<p>書き損じハガキ 1,352枚、未使用テレフォンカード 5枚を収集し、寄付を実施。 寄付合計金額：53,733円 *カンボジアの中学生の1年間分の学費に充当。 収集場所：犬山市役所及び各出張所、フロイデ 期間：通年（4月1日～3月31日）※3月初旬に回収し、寄付。</p>

⑨ 連携ボランティア運営事業

目的・内容	ボランティアグループと連携し、組織的な国際交流活動を展開し、国際理解を図る。犬山市における多文化共生の展開に役立つ事業活動を推進するため、会議を随時開催し、必要に応じた情報の発信、及び共有を行う。
実績	（1）ボランティア全体会議開催 1回

	<p>日時：3月5日（水）10：00～11：30 場所：フロイデ和室 出席者：5グループ、7人 （2）ボランティア保険の加入：活動助成：7グループ （3）活動の広報・受付・問合せ対応・運営協力など ◇犬山グッドウィルガイド ・「英会話サロン」：募集広報、申込み受付、問合せ対応（4、9月） ・「外国語で犬山城」：問合せ対応（11月） ◇台所からの国際交流 ・市広報掲載協力（4、10月号）、広報、申込受付、名簿・領収書作成、記録 ◇B.ブリッジズ ・「犬山交流の旅」：募集広報（1月）</p>
--	--

⑩ 通訳コーディネイト

目的・内容	市が行っている範囲外で通訳の要望のある案件に対し、通訳者を派遣できるように、通訳登録制度を実施する。
実績	<p>・派遣数：1件 日時：10月14日（火） 内容：犬山国際ユースホステル主催「日独青少年セミナー2025受入事業」でのドイツ学生への説明</p>

<設立30周年記念事業>

① 設立30周年記念 交流会

目的・内容	会員と事業に参加したことがある参加者を対象に、多国籍料理を囲み交流会を行った。参加者の国の音楽やダンスなどを披露する時間も設けた。
実績	<p>日時：6月8日（日）12：00～14：00 ※通常総会後に開催 場所：フロイデ201・202会議室 参加費：無料 参加人数：91人（内、外国籍36人） 参加国：12か国 協力ボランティア：11人、各国の料理（ペルー、ブラジル、ベトナム） 文化交流内容：カホーン演奏（ペルー）、歌（インドネシア）、笛演奏（ベトナム）、からくりお囃子演奏（日本/犬山市からくり保存会からくり文化振興部）、篠笛演奏と合唱（日本）、踊り（カンボジア）、盆踊り（日本）、お手玉作成紹介（日本）</p>

② 講演会

目的・内容	多文化共生推進につながる講演ができる講師を招き、講演会を実施した。地域に多文化共生への興味が広がり、理解の深まりがもたらされる機会とした。
実績	<p>日時：2025年10月12日（日）13：30～16：00 場所：フロイデ201・202会議室 講師：平田 オリザ 氏 テーマ：「わかりあえないことから～話し合い、共に変わる。その先に、もたらされる豊かさとは～」 参加人数：77人（内、外国籍1人、関係者8人） 協力ボランティア：5人（内、外国籍3人）</p>

プログラム：第1部 基調講演 13:30-14:50
 第2部 パネルディスカッション 15:55-16:00
 パネリスト：内田 信也 氏（日本）、吉田 プラット シゼレ 氏（ブラジル）、グエン
 クイン フォン 氏（ベトナム）
 コメンテーター：平田 オリザ 氏 コーディネーター：辻 愛子
 参加費：500 円（会員 300 円）
 ※開催日の翌日、『異文化交流テーマに平田オリザさん講演 犬山』として、中日新
 聞に、講演会開催記事が掲載されました。（2025（令和7）年10月13日（月））

<2025（令和7）年度 事業の写真の一部です>



日本語教室



多言語情報誌 発送作業の様子



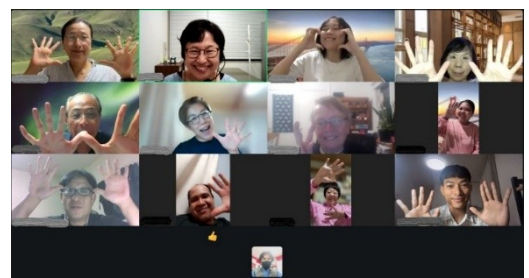
ホームビジット



多文化おしゃべりクラブ（対面版）



多文化おしゃべりクラブ（対面版）



多文化おしゃべりクラブ（オンライン）



設立30周年記念 平田オリザ氏 講演会 基調講演



パネルディスカッション

⑪ その他 協力事業

項目	事業内容 / 実績
日独青少年セミナー 2025 受入事業	主催：犬山国際ユースホステル 協力内容：ホームステイのコーディネイトの協力（ちらし作成、募集受付等）、対面式の運営サポート 訪日期间：2025年10月12日～24日 ホームステイ実施日：10月18日（土）、19日（日） ホームステイ事前対面式：10月13日（月）（於犬山国際ユースホステル）※ホームステイは学生のみ サンクスパーティー：10月19日（於犬山国際ユースホステル） ドイツ側参加者：学生（14歳～18歳）19人（男性10人、女性9人）、引率者3人、通訳1人 ホストファミリー：同年代の子どもがいる家庭9組
郷土学習 班別課題追 及学習における訪問対 応	主催：犬山中学校 協力内容：犬山国際交流協会の主な活動内容の説明及び質疑応答 日時：10月16日（木）10：00～11：15 場所：フロイデ 協働プラザ 人数：5人
グローバル・コミュニケ ーション 授業協力	主催：名古屋経済大学 協力内容：犬山国際交流協会の主な活動内容の説明及び質疑応答 日時：11月27日（木）14：00～15：30 場所：フロイデ 303 会議室 人数：10人（内、外国籍7人、教員2人）
後援名義申請の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・2026 日独青少年交流事業 派遣部門（許可の日から令和8年8月1日） ・NY ザバーリアン高校 犬山交流の旅（許可の日から令和8年4月10日） ・ヒッポファミリークラブ「7 か国語で話そう。」講座&ワークショップ（許可の日から令和8年7月12日）

◇ 連携ボランティアグループの主な事業報告

各ボランティアグループの活動内容/実績は以下のとおりでIIAの活動に重要な役割を担った。

グループ名	活動内容 / 実績
犬山日本語教室 会員数15人 (2025年11月か らは14人)	<ul style="list-style-type: none"> *犬山市に在住・在勤・在学する外国人市民を対象に、レベルに応じて日本語能力の向上が図れる日本語教室を企画・運営する。 ・4月～3月 毎週日曜日 10:00～11:45 実施回数：63回 参加人数：115人（延べ755人） 場所：犬山市民交流センター（フロイデ）会議室 *みんなでティータイム 12月21日（フロイデ）参加者：30人 *ボランティア親睦会 2月22日（余遊亭）参加者：16人
犬山グッドウィルガ イド 会員数29人	<ul style="list-style-type: none"> *ボランティアガイド 犬山城、城下町を案内。外国人716人を案内、会員延べ273人 *一般市民向け「国際交流理解」に関する活動 ・「外国語で犬山城」（11月29日） 一般19人、会員13人

	<p>市民を対象に外国語でお城のガイド。英語 11 人、中国語 4 人、ドイツ語 2 人、韓国語 2 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「英会話サロン」 4 月～3 月に毎月 2 回、計 25 回実施 登録者数：12 人 場所：フロイデ ・「中国語サロン」毎月 2 回、第 2, 4 土曜日 6 人（内 IGG3 人） 一緒に犬山を学び、中国語でのガイド表現を考える <p>*研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬山城白帝文庫研修会（5 月） ・犬山城下町施設研修会（7 月） ・入会希望者へのガイダンス（12～3 月） 新規入会者 7 人 <p>*国際交流・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動来日グループの案内： 愛知国際文化交流財団・名古屋市立大学・美濃加茂国際交流協会・犬山ユースホステル・蒲郡市教育委員会 ・長期留学生への日本文化紹介： 南山大学（IES Abroad）・岐阜大学 ・短期留学生への日本文化紹介：テキサス州立大学 ・その他：Women's Athlete's Business Network・タイ大使夫妻友人
<p>いぬやま多言語 News 会員数 23 人</p>	<p>*外国籍住民に役立つ情報記事を多言語に翻訳。 言語：7 言語/ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語</p> <p>ボランティア数：23 人（ベトナム語 3 人、タガログ語 2 人、中国語 5 人、ポルトガル語 5 人、スペイン語 3 人、英語 5 人）</p> <p>配信・配布：<第 1 回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○翻訳会議日/ 2025 年 9 月 14 日（日）フロイデにて 参加者 6 人（内、1 名は ZOOM 参加） ○配信日/ 10 月 17 日 ○ページ数：4 ページ（A4） <p><第 2 回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○翻訳会議日/ 2026 年 2 月 1 日（日）フロイデにて 参加者 11 人（内、2 名は ZOOM 参加） ○配信日/ 3 月 3 日 ○ページ数：4 ページ（A4） <p>※記事内容は、自主事業、多言語情報発信内容参照</p>
<p>台所からの国際交流 会員数 6 人</p>	<p>（1）ペルーのティタイム 日時：4 月 13 日（日）13：00～15：30 参加者：18 人（内、外国籍 6 人） 講師：4 人（ペルー国籍）</p> <p>（2）ベトナム料理講座 日時：11 月 9 日（日）13：00～15：30 参加者：16 人（内、外国籍 3 人） 講師：1 人（ベトナム国籍） 協力ボランティア：6 人（内、外国籍 2 人） ※場所はどちらも犬山市丸山地区学習供用施設 料理実習室</p>
<p>フロイデ応援団 会員数 16 人</p>	<p>*IIA「石上げ祭」参加送迎サポート 8 月 3 日（日）</p>
<p>国際理解・協力 会員数 3 人</p>	<p>*IIA「石上げ祭」参加送迎サポート 8 月 3 日（日）</p>

B.ブリッジズ 会員数 300人	*ホストファミリー説明会 12月 150人
	*ホストファミリー説明会 3月 250人

<2025（令和7）年度 事業の写真の一部です>

設立30周年 交流会



犬山多言語 News 翻訳会議



語学講座



犬山グッドウィルガイド「外国語で犬山城」



犬山グッドウィルガイド総会



台所からの国際交流主催「ペルーノティタイム」



B.ブリッジズ「ホストファミリー説明会」



台所からの国際交流主催「ベトナム料理講座」

議案第2号

2025(令和7)年度 犬山国際交流協会 収支決算(案)

収入総額 12,409,177 円
 支出総額 11,467,070 円
 繰越金 942,107 円

収入の部(R7-1)

(単位:円)

科目	予算額	収入済額	増減	内訳
1. 会費	840,000	801,000	△ 39,000	会費 個人 1口 2,000円 × 242 484,000 家族 1口 4,000円 × 8 32,000 賛助会員(法人等) 1口 5,000円 × 57 285,000
2. 補助金	5,043,000	5,043,000	0	運営補助金 5,043,000 補助金(人件費) 4,492,000 語学講座開催事業 439,146 多言語情報発信 47,257 多文化 おしゃべりクラブ×交流カフェ 34,993 「石上げ祭」参加 29,604
3. 受託金	1,949,200	1,893,335	△ 55,865	日本語教室開催業務 506,000 日本語教室開催業務 460,000 事務諸経費 46,000 多言語情報誌発送業務委託 1,387,335 多言語情報誌発送業務委託 1,261,202 事務諸経費 126,133
4. 諸収入	3,346,100	3,722,779	376,679	語学講座受講料 3,671,500 多文化 おしゃべりクラブ×交流カフェ 5,800 「石上げ祭」参加 20,900 犬山ハイキング 3,700 ホームビジット 4,000 その他(「外国にルーツがある人々への支援」会議出席謝金 全5回) 10,000 預金利息 6,879
5. 繰越金	949,063	949,063	0	前年度からの繰越金 949,063
合計	12,127,363	12,409,177	281,814	

支出の部(R7-2)

(単位：円)

科 目	予算額	支出済額	差額	内 訳	
1. 会議費	203,000	162,236	40,764	総会 理事会 正副会長会議	154,911 7,325 0
2. 受託事業費	1,772,000	1,732,940	39,060	犬山市事業受託業務 日本語教室開催業務 直接事業費 その他 多言語情報誌発送業務委託 直接事業費 その他	464,850 460,083 4,767 1,268,090 1,261,202 6,888
3. 自主事業費	3,282,000	3,147,745	134,255	語学講座開催事業 多言語情報発信事業 多文化 おしゃべりクラブ×交流カフェ 「石上げ祭」参加 犬山ハイキング ホームビジット 広報事業 書き損じハガキ収集事業 連携ボランティアグループ運営事業	2,846,344 96,185 75,595 81,599 5,582 8,790 28,735 460 4,455
4. 事務費	6,458,000	6,424,149	33,851	人件費 旅費 需用費 電気使用量 ハガキ代など 役務費 電話、ファックス、インターネット料 電話リース料 Zoom年間使用料、ウィルスバスター料 その他 備品購入費 使用料及び賃借料 事務所賃借料 コピー機リース料 コピー料金 研修費	5,752,526 82,432 57,079 55,004 2,075 209,778 160,267 6,072 34,925 8,514 0 307,334 266,280 17,160 23,894 15,000
5. 予備費	412,363	0	412,363		412,363
合 計	12,127,363	11,467,070	660,293		

2025(令和7)年度 在住外国人支援基金 収支報告

令和8年3月31日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	924,946	
利息	1,613	
合計	926,559	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
自主事業(通訳コーディネイト)	3,378	通訳コーディネイト:1件(交通費含む)
印刷費	0	
合計	3,378	

(単位:円)

差引き収支	923,181	
-------	---------	--

2025(令和7)年度 犬山国際交流協会周年記念事業等特別積立金 収支報告

令和8年3月31日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	731,643	
利息	928	
講演会参加費	29,500	一般:500円*44人、会員:300円*25人
寄付	5,764	5件
合計	767,835	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
IIA30年の歩み(資料)・記念品	43,805	A3カラー版両面2つ折り1,000部、 名入れボールペン250本、 通信運搬費10件
設立30周年記念交流会	50,028	多国籍料理食糧費、飲み物など
講演会	397,934	部屋代、講師料、パネリスト謝礼、通信運 搬費、消耗品費等
合計	491,767	

(単位:円)

差引き収支	276,068	
-------	---------	--

2025（令和7）年度 犬山国際交流協会会計監査報告

犬山国際交流協会会則第15条第4項 第2号の規定に基づき、令和7年度犬山国際交流協会収支決算及び関係証拠書類の監査を令和8年5月22日に行った結果、いずれも適正にして正確に処理されていることを認めます。

令和8年5月22日

犬山国際交流協会

監事 奥村 幹 男



監事 武藤 裕 一 朗



<2025（令和7）年度 事業の写真の一部です>



「石上げ祭」参加



犬山ハイキング



2026（令和8）年度 犬山国際交流協会 役員（案）

【理事】

任期：2026（令和8）年6月8日～2028（令和10）年通常総会開催日

氏 名	役 職
奥村 英俊	
社本 一三	
小川 益子	
東田 欣也	
阪倉 章治	
鶴田 毅	
織田 剛	
林 智子	

【監事】

任期：2026（令和8）年6月8日～2028（令和10）年通常総会開催日

氏 名
奥村 幹男
武藤 裕一郎

2026（令和 8）年度 犬山国際交流協会 事業計画（案）

分類	事業	日程、回数	場 所
	<input type="checkbox"/> 会議事業 ・通常総会（※終了後、交流会開催） ・理事会 ・運営委員会（正副会長会）	6月7日(日) 通年 通年	フロイデ
受託事業	<input type="checkbox"/> 日本語教室開催業務 <input type="checkbox"/> 多言語情報誌発送業務	毎週日曜日（全 49 回） 年 2 回	フロイデ 市内
自主事業	<input type="checkbox"/> 語学講座開催事業 ・前期語学講座 ・後期語学講座	（講座期間） 5月～9月 10月～2月	フロイデ
	<input type="checkbox"/> 多言語情報発信（犬山市補助事業） （ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、英語、やさしい日本語）	9月、2月（2回）	フロイデ(翻訳会議) 発信：ホームページ Facebook など
	<input type="checkbox"/> 多文化 おしゃべりクラブ × 交流カフェ （犬山市補助事業）	4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 1, 3月 （オンライン：10回） 9月・2月(対面：2回)	オンライン フロイデ
	<input type="checkbox"/> 「石上げ祭」参加（犬山市補助事業）	8月2日(日)（1回）	尾張富士
	<input type="checkbox"/> 犬山ハイキング （犬山ロータリークラブ共同開催）	11月1日(日)	寂光院、 桃太郎神社
	<input type="checkbox"/> ホームビジット（犬山市補助事業）	7月（1回）	市内
	<input type="checkbox"/> 広報事業（犬山市補助事業）	通年	市内
	<input type="checkbox"/> 書き損じハガキ収集事業	通年 ※ 回収 3月初旬	フロイデ、市役所、 各出張所
	<input type="checkbox"/> 連携ボランティアグループ運営事業 ボランティア会議	2月（1回）	フロイデ
<input type="checkbox"/> 通訳コーディネイト	通年	市内	

2026（令和8）年度 事業計画概案（案）

犬山国際交流協会は犬山市における国際交流を推進する組織として、市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、多文化共生と国際理解に役立つ事業活動を推進するために、組織的な国際交流活動を展開していく。

<受託事業>

① 日本語教室開催業務

外国人市民の日本語能力の向上を図る学習機会を提供することで、外国人市民が日本語を理解し、日本語で自分の意思を話せるようになり、日常生活や地域住民とのコミュニケーションが円滑になることを目的に開催。また、ボランティアの養成講座を開催する。

回数：49回

② 多言語情報誌発送業務委託

犬山市多様性社会推進課発行の情報誌を、外国人市民に多言語で直接情報を届けることで、外国人市民を情報弱者にしないことを目指し、多言語情報誌の制作と全外国人世帯への発送を実施。また、多面的な情報提供とするため、IIA 発行の「いぬやま多言語ニュース」を同封する。

回数：2回 言語：7言語（ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語）

<自主事業>

① 語学講座

半期7言語、24講座の多様な語学講座を継続的に開催することで、国際交流に関心を持つ受講者の語学力向上、学ぶ言語が話されている国の文化への理解の深まり、国際交流や多文化共生のきっかけづくりに寄与する。また、外国人とのコミュニケーションの第一歩となる、気軽に学べる入門クラスも開設し、国際交流に関心を寄せる受講者の裾野を広げる。

募集講座：英語（8講座）、韓国語（6講座）、ドイツ語（3講座）、スペイン語（2講座）、ポルトガル語（1講座）、中国語（2講座）、フランス語（2講座）

年間受講者目標数：440名（前期：220名、後期：220名）

開催期間：（前期）5月～9月（後期）10月～2月

開催回数：各期15回・10回・5回 ※講座により開催回数は異なる

クラス：言語習得レベル・要望に合わせてクラス別で募集

広報：犬山国際交流協会ホームページ・Facebook・X・LINE、犬山市広報紙面買取（4月号、9月号）、語学講座ちらしにて告知

② 多言語情報発信（犬山市補助事業）

日本語が十分に理解できず、日常的に不便な思いをしている外国人住民に対し、暮らしに役立つ情報をIIAが記事にして多言語（8言語）に翻訳し、「いぬやま多言語ニュース」として、発信及び紙媒体で配布する。記事の内容は、外国人住民の母国の文化や習慣、又地域での活躍ぶり等も取り上げ、日本人住民と相互に理解を深めることも目的とする。

回数：2回 言語：8言語（ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、英語、やさしい日本語）

発信：ホームページ、Facebookなど

配布：市立保育園・小中学校に在籍する外国籍の園児・児童・生徒、犬山日本語教室、外料理レストラン、フロイデロビーなど

※市の受託事業「多言語情報誌発送業務」で外国人世帯へ郵送する「市多言語情報誌」と一緒に、「いぬやま多言語ニュース」も同封。

③ 多文化 おしゃべりクラブ × 交流カフェ（犬山市補助事業）

月に1度、話し合いの場を設け、お互いの文化や習慣を知り合いながら、誰もが住みやすい地域についてともに考えていく。また、年に2回は、対面の回を設け、気軽に集いお互いをより知り合う機会、また、新しい人たちへの呼びかけの機会とする。

回数：月1回×12か月（内、10回オンライン、2回対面）

④ 「石上げ祭」参加（犬山市補助事業）

地域に住む異なる文化を持つ人たちが犬山の伝統的なお祭りである「石上げ祭」に参加し、地域の祭りをともに体験する。

日程：8月2日（日）

⑤ 犬山ハイキング（犬山ロータリークラブ共同開催）

犬山地域におけるハイキングを行い、日本人の子どもと青年外国人との交流を図り、お互いの国際理解を深める機会とする。

日程：11月1日（日）

⑥ ホームビジット（犬山市補助事業）

ホストファミリーとなる日本人及び在住外国人の自宅を訪問することで、異なる生活様式、文化、習慣に触れることができる。また、ホストファミリー側も、異なる文化を持つ人を自宅に招くことで、相手について知る機会を持つことができ、お互いの国際理解を深める交流の場とする。 回数：年1回

⑦ 広報事業（犬山市補助事業）

ホームページ、フェイスブック、LINE、X等を使い、生きた情報を発信し、国際理解、国際交流、多文化共生に役立つ活動を推進していく。また、IIA（犬山国際交流協会）ニュース、犬山市広報にて、広く市民に呼び掛け、活動、理解、協力の輪を広げていく。

⑧ 書き損じハガキ収集事業

ダルニー奨学金を通じ、貧困で教育を受けられない子どもたちの進学を支援する。
収集場所：犬山市役所及び各出張所、フロイデ
期間：通年（4月1日～3月31日）※3月初旬に回収し、寄付。

⑨ ボランティア会議

組織的な国際交流活動を展開するとともに、国際理解と犬山市における多文化共生の展開に役立つ事業活動を推進するために、ボランティアグループと連携し、会議開催、必要に応じた情報発信、情報共有を行う。

回数：年1回

⑩ 通訳コーディネイト ※ 必要経費は「在住外国人支援基金」より支出
市が行っている範囲外で通訳の要望のある案件に対し、通訳者を派遣する。

<その他>

交流会（通常総会終了後）

会員と各事業の参加者を対象に、多国籍の茶菓子を囲み交流会を行う。

参加者の国の音楽やダンスなどを披露する時間も設ける。相互の文化を体験しながら、交流する機会とする。

日にち：6月7日（日）通常総会後に開催 場所：フロイデ 201・202 会議室

◇ 連携ボランティアグループ 主な予定事業

グループ名	活動内容等
犬山日本語教室 会員数 14 人	* 犬山市に在住・在勤・在学する外国人市民を対象に、レベルに応じて日本語能力の向上が図れる日本語教室を企画・運営する。 4月～3月 毎週日曜日 10:00～11:45 実施回数 49回 場所：フロイデ会議室 * 年末最後のティータイム：各クラスの学習者、ボランティアが一堂に会し交流を深める。場所：フロイデ * ボランティア親睦会：ボランティア及び IIA 職員との親睦を深め、活動へのモチベーションを高める。 場所：フロイデ近隣

<p>犬山グッドウィルガイド 会員数 29 人</p>	<p>* ボランティアガイド</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外国人観光客に犬山城、城下町等をガイドする 待機ガイド・要請ガイド（通年） <p>※夏場の熱中症警戒アラート発令時、荒天時（台風、大雪等）警報発令時のガイドは自粛をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国際交流・国際支援（通年）犬山と日本文化紹介 <p>* 一般市民向け「国際交流理解」に関する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外国語で犬山城（11～12月） • 中国語サロン（毎月2回、第2、4土曜日） ・英会話サロン <p>* 教育・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> • 研修旅行・自己研修会 • 新人研修（通年） ・犬山城白帝文庫研修（5月） <p>* その他</p> <ul style="list-style-type: none"> • IES 名古屋（南山大学留学生）ガイド（1月、9月） • テキサス州立大学ガイド（6月） • IIA 総会（6月） ・新年会
<p>いぬやま多言語 News 会員数 23 人</p>	<p>* 外国籍住民に役立つ情報記事を多言語に翻訳</p> <p>* 年2回翻訳会議を開催し、記事や翻訳に関する話し合いを行うと共に、参加者同士の交流の場とする。</p> <p>翻訳言語：やさしい日本語版から7言語（ベトナム語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、英語）に翻訳 回数：年2回</p>
<p>台所からの国際交流 会員数 7 人</p>	<p>* 各国料理講座 回数：年2回</p> <p><1回目>「ラオス料理」 4月12日（日）13:00-15:30 内容： ラープカイ（とり肉料理）、ケーンチュートタオフー（辛いスープ）、ヤムサラット（ラオスのサラダ） 場所：犬山市丸山地区学習供用施設 料理実習室</p> <p><2回目>検討中 秋頃予定 場所：犬山市丸山地区学習供用施設 料理実習室又は、南部公民館</p>
<p>フロイデ応援団 会員数 16 人</p>	<p>* IIA「石上げ祭」参加事業サポート 8月2日（日）</p>
<p>国際理解・協力 会員数 3 人</p>	<p>* IIA「石上げ祭」参加事業サポート 8月2日（日）</p>
<p>B.ブリッジズ 会員数 約300人</p>	<p>* 「犬山交流の旅」ニューヨークからザバーリアン高校のジャズバンドと合唱団の生徒と先生が犬山を訪問し、音楽、ホストファミリーを通じて国際交流</p> <p>参加人数：ニューヨークから82人 ホストファミリー：62家族 開催日：令和8年3月31日～4月10日 場所：犬山・大須・奈良・京都等</p>

議案第5号

2026(令和8)年度 犬山国際交流協会 予算(案)

収入の部(R8-1)

(単位:円)

科目	予算額	内 訳	
1. 会費	840,000	会費	
		個人 1口 2,000円 × 250	500,000
		家族 1口 4,000円 × 10	40,000
		賛助会員(法人等) 1口 5,000円 × 60	300,000
2. 補助金	5,043,000	運営補助金	
		補助金(人件費)	4,492,000
		多言語情報発信	74,200
		多文化 おしゃべりクラブ×交流カフェ	45,600
		「石上げ祭」参加	28,000
		ホームビジット	11,500
		広報事業	17,500
		事務費(人件費を除く)	374,200
3. 受託金	2,904,000	日本語教室開催業務	1,210,000
		多言語情報誌発送業務委託	1,430,000
		日本語教室開催業務・多言語情報誌発送業務委託 諸経費	264,000
4. 諸収入	3,252,200	語学講座受講料	3,201,200
		多文化 おしゃべりクラブ×交流カフェ	9,000
		「石上げ祭」参加	25,500
		犬山ハイキング	3,000
		ホームビジット	7,500
		預金利息	6,000
5. 繰入金	54,000	在住外国人支援基金	54,000
6. 繰越金	942,107	前年度からの繰越金	942,107
合 計	13,035,307		

支出の部(R8-2)

(単位：円)

科 目	予算額	内 訳	
1. 会議費	203,000	総会 理事会 正副会長会議	180,000 18,000 5,000
2. 受託事業費	2,640,000	犬山市事業受託業務 日本語教室開催業務 多言語情報誌発送業務委託	1,210,000 1,430,000
3. 自主事業費	3,306,350	語学講座開催事業 多言語情報発信事業 多文化 おしゃべりクラブ×交流カフェ 「石上げ祭」参加 犬山ハイキング ホームビジット 広報事業 書き損じハガキ収集事業 連携ボランティアグループ運営事業 通訳コーディネイト	2,846,750 151,400 100,200 84,000 6,500 23,000 35,000 500 5,000 54,000
4. 事務費	6,443,000	人件費 旅費 需用費 電気使用量 消耗品 役務費 電話、ファックス、インターネット料 電話リース料 Zoom年間使用料、ウィルスバスター料 振込手数料など 備品購入費 使用料及び賃借料 事務所賃借料 コピー機リース料 コピー料金 研修費	5,670,000 80,000 85,000 70,000 15,000 230,000 170,000 10,000 40,000 10,000 30,000 318,000 270,000 18,000 30,000 30,000
5. 繰出金	25,000	周年記念事業等積立金	25,000
6. 予備費	417,957		417,957
合 計	13,035,307		

2026(令和8)年度 在住外国人支援基金 予算(案)

令和8年4月1日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	923,181	
利息	1,613	
合計	924,794	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
繰出金	54,000	本体会計へ 自主事業費「通訳コーディネイト」として 1時間以内案件:5件 2時間以内案件:5件
合計	54,000	

(単位:円)

差引き収支	870,794	
-------	---------	--

2026(令和8)年度 犬山国際交流協会周年記念事業等特別積立金 予算(案)

令和8年4月1日現在

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	276,068	
利息	928	
繰入金	25,000	本体会計より 10年間(40周年まで)25,000円*10年
合計	301,996	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
	0	
合計	0	

(単位:円)

差引き収支	301,996	
-------	---------	--

犬山国際交流協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、犬山国際交流協会（INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION「IIA」と称す。）という。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を愛知県犬山市松本町4丁目21番地に位置する犬山市民交流センター「フロイデ」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、犬山市における多文化共生と国際理解の推進に資する事業活動を推進するとともに、犬山市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、組織的な国際交流活動を展開することを目的とする。

(事業活動の種類)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 国際交流を推進する活動
- (2) 国際理解を深める活動
- (3) 多文化共生を図る活動
- (4) 情報発信と広報の推進を図る活動

(事業)

第5条 この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犬山市から受託した事業
- (2) 自主事業
- (3) 所属ボランティア組織による活動
- (4) 連携団体との共同活動
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人（家族会員を含む。）
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する法人等

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、次に掲げる年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（個人） 一口 2,000円
- (2) 正会員（家族会員） 一口 4,000円

- (3) 賛助会員（法人等） 一口 5,000円以上随意の金額
(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡したとき。
(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会が定める会則、規程等に違反したとき。
(2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、会長の提案を受け、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この協会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この協会の経理及び財産状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この協会の業務、経理若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は犬山市所轄部局に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要があると認める場合には、総会の招集を請求すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの協会の経理若しくは財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、通常総会までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を割り込んだときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

2 役員が職務を執行するために特別な経費を要した場合は、それを弁償することができる。

(顧問)

第20条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の推薦によりこれを委嘱する。

3 顧問は、協会の業務に関して特に重要と認める事項について、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この協会に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免し、雇用契約を交わすとともに、別に定める待遇、服務規程等に従わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動費予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動費決算

(6) 役員を選任又は解任

- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項
(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 正会員は、各々1個の表決権を有する。ただし正会員のうち家族会員については家族で1個の表決権とする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する法律（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める資産条項に準ずるものとする。

(資産の管理)

第42条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この協会の会計は、特定非営利活動に係る法第27条各号に掲げる原則に準じて行い、公益性を遵守する。

(会計の区分)

第44条 この協会の会計は、通常会計と特別会計（基金を含む）で構成する。

(事業計画及び活動費予算)

第45条 この協会の事業計画及びこれに伴う活動費予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じ、重要な変更を行う事態が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会開催が困難な場合には、会長の責任のもとで、理事会の決議をもって総会の議決に代えることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この協会の事業報告書、活動費計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、募金活動、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又

は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第52条 この協会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この協会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この協会が解散したときに残存する財産は、理事会の議決を経て、会長がこれを定め、犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

(合併)

第55条 この協会が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この協会の公告は、この協会の掲示場に掲示するとともに、犬山市広報に掲載して行う。

第10章 雑則

(雑則)

第57条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成24年7月7日から施行する

附 則

この会則は、平成25年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年6月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。